

次の公募型プロポーザルの企画提案に係る質問について、以下のとおり回答します。

業務名 Instagramを用いた奈良公園マナー啓発・魅力発信業務委託

	質問	該当箇所 ※抜粋して記載します	回答
1	・事業目的は「来訪者のマナー向上及び奈良公園のブランドイメージ向上」と記載されていますが、「集客」は含まないという理解で相異なるのでしょうか？	仕様書 2. 業務目的 (略)本業務は、SNS世界シェア最大かつ視覚情報が中心でノンバーバル発信に適した「Instagram」を中核メディアとして、奈良公園 エリア の魅力や 公園内における 正しいマナーについて、統一的な情報発信を行うためアカウント運用委託を行う。効果的な情報発信によりアカウントフォロワーを増やし、アカウントの 影響力・ 拡散力を向上させ、正当性を担保する。この二つの要素に基づいた「模範的な奈良公園エリアの楽しみ方」を発信することにより、来訪者のマナー向上及び奈良公園のブランドイメージの向上につなげ、安心安全な 奈良公園の実現に資することを目的とする。	集客も含まれます。 マナー啓発においても、魅力ある発信でなければ見ていただないと考えています。 マナー啓発と誘客・魅力発信の適切なバランスの上で発信を形成する必要がありますため、結果的に集客、誘客、魅力発信という側面を含むこととなります。
2	該当箇所:募集要項13.(9) <第三者への再委託について> 「あらかじめ奈良県の承諾を受けた場合」について、この承諾を得るための具体的な手続きをご教示ください。企画提案書の提出時点で、実施体制に再委託先(協力会社)および委託する業務内容を明記しておくことで、受託候補者として特定された際に承諾を得たものとみなされるのでしょうか。それとも、受託候補者として選定された後や契約締結時に、別途所定の様式等による申請手続きが必要になるのでしょうか。	募集要項 13. その他(9) 第三者への再委託 特定された受託者は、本業務を第三者に委託又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ奈良県の承諾を受けた場合はこの限りではない。	後者のご理解になります。 契約締結時に奈良県で標準となっている再委託承認申請書に基づき、申請・承認いたします。
3	該当箇所:募集要項4.(3)、7.(1)③ <「物品購入等に係る競争入札の参加資格」を示す書類について> 「4. 参加資格(3)」の提出書類は奈良県庁ホームページの下記ページ内にある「奈良県物品購入等競争入札参加資格者名簿」のPDFの提出で良いのでしょうか。 https://www.pref.nara.lg.jp/n159/54182.html#p3 →(令和6年10月追加申請分)	募集要項 4. 参加資格 (3)物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で営業種目Q3「映画制作」①映画制作、Q5「広告・イベント業務」①広告・イベント業務、Q7「諸サービス」④旅行業、⑯その他サービスのいずれかに登録をしているものであること。 7. 参加申込書の提出 公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。 (1)提出書類 ①参加申込書(様式1) ②事業者の概要(様式任意) 事業者名、所在地、代表者、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容等の記載された書類 ③「4. 参加資格(3)、(4)」を証する書類の写し等。(例:契約書)	ご理解のとおりです。 最終的な照合は当方で行います。
4	・仕様書内にある、「リール用動画の総リーチ数:年間2000万回以上」は年間の理解で正しいのでしょうか。この事業期間内8月~2月10日の間のことでしょうか。	仕様書 5. 業務目標 (中略) (2)本委託業務で制作したリール用動画の総リーチ数:年間2,000万回以上を目指すこと。	ご理解のとおりです。 記述に曖昧な点があり大変申し訳ありません。 正しくは、「事業期間内の総リーチ数:2000万回以上」となります。